

第三十一回国会 参議院 商工委員会 會議録 第十号

昭和三十四年二月十八日(水曜日)午後三時三十分開会

出席者は左の通り。

- 委員長 田畑 金光君
理事 上原 正吉君
小幡 治和君
島 清君
大竹平八郎君

委員

- 鈴木 万平君
高橋進太郎君
高橋 衛君
堀本 宜實君
栗山 良夫君
豊田 雅孝君
政府委員 井上 尚一君
特許庁長官
事務局側 常任委員 小田橋貞寿君
会専門員

本日の会議に付した案件

- 特許法案(内閣提出)
○特許法施行法案(内閣提出)
○実用新案法案(内閣提出)
○実用新案法施行法案(内閣提出)
○意匠法案(内閣提出)
○意匠法施行法案(内閣提出)

○委員長(田畑金光君) たいだいまより

商工委員会を開会いたします。特許法案はか工業所有権関係法案を一括して議題といたします。

第九部 商工委員会會議録第十号

昨日に引き続き質疑を行います。○栗山良夫君 ちよっと速記をとめていただけませんか。○委員長(田畑金光君) ちよっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(田畑金光君) それでは速記を起して。○栗山良夫君 過日私は質問をいたしましたときに、工業所有権制度改正審議会の構成あるいはその運営等について、資料要求をいたしておきました。それが簡単でけっこうでございますか。ちよっと説明を願いたい。

それからその答申の中で付帯意見がついておりましたがこれは特許行政に関する委員会の改善要望のようなものであります。それについて特許庁として具体的なこれにこたえる案がなければいけないのではないかと、いろいろとを尋ねましたところが、これは大体あるというお話でありまして、その要綱なんかここにでておりますから、これについても一つ簡単でけっこうでございますから、御説明願いたいと思

○政府委員(井上尚一君) 栗山委員から御質問の点に関連しまして資料をお配りしましたので、これについて簡単に御説明をいたします。

昭和二十五年十一月に設置いたしました工業所有権制度改正審議会の構成でございますが、お手元に工業所有権制度改正審議会委員名簿というものが

ございますので、この名簿によってごらんいただきたいと存じますが、委員の顔ぶれはこの名簿でごらんいただきます通り、学識経験者及び産業界の各代表者及び弁護士、弁理士会の代表者並びに関係官庁の代表者が、これに加わっているわけでございまして、委員の数は会長以下三十五名でございます。このほか臨時委員というのがございまして、臨時委員はこれらもつばら関係官庁の係官でございますが、臨時委員が十一名、そのほか専門委員としまして三十三名、合計八十名近くなるわけでございます。

なおこのほかに商品類別改正専門委員会というのがございましてこれが二十三名、意匠法改正特別委員会これが九名、これを全部通算いたしますと百名をこえる審議会の関係者ということになります。ついでながら申し上げますが、この名簿の下にのしるしがついておりますのは、後ほど申し上げます工業所有権制度改正審議会に三つの部会を設けまして、その部会への所属の関係を名前の下にのしるしたわけでござい

ます。それから次に「工業所有権制度改正審議会の構成等」といいます一枚刷りの印刷物がございますが、これは先日も栗山委員の御質問にお答えしました機会に申し上げたつもりでございますが、審議会は三つの部会を設けまして、特許部会、商標部会、一般部会、そして特許部会は、実体法としましての特許法、実用新案法、意匠法に関する

問題、商標部会は商標法に関する問題、一般部会はこの四法に共通な問題を審議することを目的としたわけでございまして、部会長は、ここにも書いてございます通り、大貝晴彦、村瀬直義、金子一氏の三氏にそれぞれお願いをいたしまして、部会の開催回数の特許部会が百四十七回、商標部会が百回、一般部会が三十回というわけで、二十五年十一月から三十一年十二月まで、かなりひんぱんに、この部会の開催によって、制度改正の審議をわすらわしたわけでございます。

それから次に「工業所有権制度改正審議会答申と法案との相違点について」、これも栗山委員からの御質問に基きましての資料でございますが、ここには相違点だけを抜き書きしましたので、「採用していない」という項目が割にあるのではないかと、というお感じをお持ちにならうかと存じますけれども、別途お配りいたしましたこの緑色の「工業所有権制度改正審議会答申説明書」という、この印刷物の末尾、一番最後の所にその答申がまとめてござい

ますが、項目の数をどういふふうに数えるか、これはややむずかしいわけでございまして、この第一、(一)、(二)、(三)というふうにして書いてございまして、この項目によって答申事項を数えてみますと、特許法関係が四十六項目、意匠法関係が二十五項目、商標法関係が五十五項目、そして四法共通の一般的事項に関する答

申が三十六項目でございますから、大ざっぱに申しまして、答申事項の数は百七十八くらいになるかと存じます。この答申事項の百七十八のうちで、答申と今度の改正法案が食い違っております点のみを抜粋しまして作りましたのが、この資料でございます。ですから、これは十項目でございますから、全体から見ますれば非常に数少ないということに相なるかと存じます。言いかえますれば、答申の大部分というものは、この法案中に盛り込まれている。答申にきわめて忠実を期してこの法文を作ったというふう

に申し上げてよいかと存じます。この項目でございますが、一は特許部会の答申特許法関係の第十二、発明相互の利用関係についての記載、これは法案には採用してございません。この理由は少し長くなりますからまた別の機会に申し上げたいと存じます。われわれとしましては、発明相互の利用関係を記載させることは適当であり、またそう持っていくべき事柄であると考えております。これは確かに理想でござい

ます。が、今日の特許庁の審査官の実情、処理能力、審査の遅延の状況、そういったことから考えますと、あまりこの発明相互の利用関係という理想を追うのあまり、現実の問題として審査官の労働を非常に大きくし、また審査の遅延を来たすようになってはかえってマイナスが大きいか、よろしに考えまして、将来できるだけ早い機会にこういう方向に持っていくことを

期待しながら、今回の法律改正の問題としてこれを取り上げなかったわけでございます。

第二は特許権の上に成立する担保物件という問題でございますが、これは答申では抵当権ということに相なっておったわけでございます。が、これは抵当権というふうになりました場合には、今日の競売法の規定が非常に不備でございますので、運用上種々の不便が生じて参ります。そういう関係で、最高裁判所の意見等も尊重しまして、これを質権ということにいたしましたわけ

でございますが、法案の第九十五条で実質的には答申の趣旨というものは採用してあるつもりでございます。

それから第三点は実用新案法の関係でございますが、考案相互の利用関係についての記載を、答申では法文化することを求めていたわけでございますが、これも先ほど申し上げました特許に關しまして、発明相互の利用関係についての記載をこの際見合わせましたことと同様な理由で、将来の問題として、今回の法律改正の機会にこれを法文化することは、審査の実情等にかんがみまして見合わせた次第でございます。

第四点は実用新案権の存続期間を六年にするという問題でございます。これは今回の実用新案法案では十年といましてあります。言いかえればおおむね現行法通りでございます。これは実は当初の法案としましては六年ということで、この答申の通りに立案したわけでございますが、法文作成の途中におきましていろいろ民間の産業界方面からの意見が出て参りましたので、私どもとしましては慎重を期しまして、

中小企業関係の民間四団体すなわち日本中小企業団体連盟、それから中小企業政治連盟、全国中小企業等協同組合中央会及び日本商工会議所この四団体に正式に文書で照会しました結果、これはやはり現行法通り十年がよいという意見が出て参りましたので、民間の意見を尊重しまして十年といたしたわけでございます。

それから第五の項目としまして意匠の關係でございますが、これにも考案相互の利用關係についての記載を答申は要求していたわけでございますが、先ほど申しました特許における発明相互の利用關係についての記載を省略しましたと同様の理由でもって、今回は採用しなかつたわけでございます。

第六は、同じく意匠法の問題として、意匠権の効力の発生時期を出願時にするということが答申の内容にあつたわけでございます。で、この点につきましては、出願のときから効力が発生するというにしまして、案を一応作つてみたのでございますが、いろいろ研究を続けていきます途中において、これは少し行き過ぎであるということになりました。すなわち意匠の場合には特許、実用新案と違ひまして公告ということがございませぬ、出願がございませぬ段階はなしに意匠登録、すなわち意匠権の設定ということになるわけでございますが、この出願と同時に仮保護の効力を認めるといふことは、海のものとも山のものともわからない、権利になるかならないか全く未知数のそういう意匠について、出願と同時に仮保護の効力を認めるといふことはか

えって弊害がある。具体的に申しますと、ある人間が出願しまして、そしてこれとたまたま同じ意匠を製造し販売している他人に、自分が意匠登録を出願した旨を警告するわけでございますが、その場合にその警告をまともに聞いてその業者が意匠の採用をやめたというふうな場合に、もし後日になってこの意匠登録出願が拒絶になった、権利にならなかつたというときには、その警告に応じて生産ないしは販売を中止した業者に対しても損害賠償をどうすべきであるか、というふうなむずかしい問題も生じてくるわけでございます。結局出願と同時に仮保護の効力を認めるといふことは、答申の内容としてはございませぬが、やはり行き過ぎではないか、かように考えて採用しなかつたわけでありませぬ。

それから第七点は、これは差止請求權について、侵害者からの申し立てがあつた場合における裁判所の權限、これは採用してございませぬが、実はこういうふうな規定がなくとも実質的には運用によつて行つておけるので、また規定があることによつてむしろ疑問が生ずるといふのが法務省の意見でございます。まして、法務省側の意見をわれわれとしましては尊重しまして、これを法文化を見合わせたわけでございます。実質的には答申のような内容のことは行い得るわけでございます。

第八が利得の返還請求についての問題でございますが、これは利得の返還につきましての答申の規定というものは、利得が権利者の損失額をこえる場合においても、その利得のすべてについて返還を請求することができる、というふうなふうに法律を作るべきで

あるというのが答申であつたわけでございますが、この点につきましては法務省等關係の向きといふいろいろ協議を續けて参りましたが、結局利得の返還請求につきましては、答申の線を出すことはやはり行き過ぎである、やはり民法第七百三条または第七百四条の原則によることとむしろよい、もつとも他方侵害者の受けた利得を特許権者のこむつた損害と推定する、という規定を別途設けることになつたわけでございますが、利得返還の問題につきましては民法の不当利得の原則に返つたと、こういうわけでございます。

第九点は、善意無過失の侵害については利得返還しなくてもよい、というのが答申の内容でございますが、が、しかしながらこの点につきましても法務省等といふいろいろな突っ込んで検討いたしました結果、特許權侵害の場合に限つてこのような規定を設ける必要はないのではないかといふふうに考へたわけでございます。すなわち民法の規定では、善意無過失の場合におきましても利得の返還を請求することができるといふことになつておるのでありまして、工業所有權の場合に關してのみ善意無過失の場合にはその侵害者に対して利得返還をしなくてもよい、といふふうな法律を作ることはむしろ適當でないといふ結論に達したわけでございます。従つて今回の法律案にはこれを採用してございませぬ。

それから第十は確認審判という問題でございます。これはまた別の機会に詳しく御説明申した方がよいかと存じますが、権利範圍の確認審判という制度が現行法ではございませぬ。今度の審議會を通しましてこの確認審判をどう

するかという問題は、非常に議論が多かつた問題でございます。この点につきましては確認審判の審決の効力について、従来は法律的に非常にその効力に疑問がございませぬ。当事者はいうまでもなく第三者をも拘束するといふ説もございませぬ。あるいは単に当事者のみを拘束するにすぎないといふ説もございませぬ。あるいはまた逆にこれは単に鑑定的なものであつて、何ら第三者に対する法律的な拘束力はないのであるといふような考え方もございませぬ。こういうふうな意見、解釈というものが区々まちまちでございますので、審議會におきましてはいずれかにこれをきめるべきである。すなわち對世的効力と申しますか第三者をも拘束するようには、はっきり確認審判の審決の効力を認めるべきであるか、あるいはむしろ逆に、もつと行政官庁の純然たる意見と申しますか、そういう単なる意見として何ら第三者に対する拘束力はない、法律的効力はないといふふうにするか、どちらかにこれをきめるべきであるといふのが学者筋の考え方でございませぬが、いろいろ審議を續けました結果、結局妥協的に、従来長年のこの確認審判の制度の運用の妙によりまして、事実上相當な役割を果してきたわけでもあるからして、法律的には非常にあいまいな点が残るけれども、現行法通りこれを認めることもやむを得ないだろうといふのが審議會の答申でございませぬ。が、今度はいよいよ法文化することになりますと、また同じ議論が法制局方面からも出て参りまして、われわれとしましては法律的にこれをはっきりと認めるかどうかというのをきめざるを得ない立場に

立ったわけでございますが、第三者を拘束するそういう法律的効力を認めるという点につきましては、これは裁判所における民事訴訟の先決問題としましての権利範囲に関する審決が、結局裁判所を拘束するということになるかどうかという問題でございますので、裁判所側は、これにつきまして、あくまで反対を述べましたので、われわれとしては、やむなく今回はこれは単なる行政官庁の意見であるというふうな法文上規定を設けた次第でございます。

以上が工業所有権制度審議会としての答申と、今回国会に提出に相なりましたこの法案の内容との相違点であります。

それから、栗山委員から、この審議会の答申の付記と関連しまして、特許行政のあり方について、計画的なプログラムと申しますか、プランというふうなものをごままで立てているかというふうな点について御質問があったと記憶しますが、この点に関連いたしまして、「特許行政促進措置要綱」というものをお手元にお配りいたしておりましたが、これは昭和三十一年の八月に通産省で決定いたしました、特許行政の促進、特に審査、審判を通じての迅速化をはかり、処理能力の増強をはかるという意味から、こういう要綱を決定しまして、これを着々具体化して参つた次第でございます。

○栗山良夫君 大体経過を説明願いましたから、いずれ質問いたします。この中で、たゞいまは審議会の答申と、それからその答申に基いて採否をせられた主要点について伺つたのであります。法案の中には、この前も御説明

がありましたが、審議会の答申には全然なかつた部分で、新しく挿入されているのが相当ありますが、そういう主要点については、何かまとめたものがございませうか。審議会の答申にはなかつたんだが、改正法案を成案するときに新たに加わつた主要点です。

○政府委員(井上尚一君) 重要な問題としましては、ほとんどないかと存じますが、多くは法律技術的な問題ではないかと存じますけれども、御要求によつては、これの比較表といひますか、そういうものをまとめてみたいと思ひます。

○栗山良夫君 それをちよつと補佐資料としてお願いしたいと思ひますね。たとへば実用新案について、「登録」という名称を改めて、「許可」ということにされたわけですね。原案はそうなつております。それは答申にはなかつたのだらうと思ひます。そういう点を一つお願いしたいと思ひます。

それから、今の答申が、先ほどの委員会のメンバーなり、あるいは臨時委員、あるいは専門委員ですか、このメンバーを見ますと、ほとんど関係各省並びに民間関係団体が網羅されておられますが、この答申に基いて、通産省として成案せられるときに、あらためて各省の意見を聴取されたような口吻のようでありまして、実際には通産省が自主的に採否を決定されたんじゃないんですか。

○政府委員(井上尚一君) 今度の法律案作成の過程を通じて、法制局、それから法務省、大蔵省、関係官庁とは常に緊密な連絡を続けまして、そしてそういう官庁の意見というものの調整をできるだけはかつて参つたつもりでございます。

りでございます。

○栗山良夫君 大体法制局と相談せられることについては、これはまあ当然のことですが、あと法務省、大蔵省方面の意見が、通産省が成案とせられるときに、相当ウェイトを占めてきたというふうな理解してよろしいわけですか。

○政府委員(井上尚一君) さようでございませう。

○栗山良夫君 それから、この法律を改正する場合に、内容に入る前に、まだ幾らか問題がありますが、商標関係の法案、これは付託になりましたか。まだですか。

○委員(田畑金光君) まだ、ならぬそうです。

○栗山良夫君 閣議決定をされたんですから、もう二、三日中に付託になるわけですね。そうすると、長官にちよつとお尋ねしますが、今度工業所有権法の全面的な改正になるわけですが、その中で私大へん一つ不思議に思つて居るのは、弁理士法の改正というものが出ていないんですか。これは改正をする必要はないんですか。

○政府委員(井上尚一君) 弁理士法は、やはり大正十年の制定にかゝる法律でございますが、最近数年の間に、弁理士法、あるいは公認会計士法、あるいは税理士法、そういうようなものが次々に改正になりました。そういうほかの類似の法律は、その内容も整備された、また法律の形態においても、近代的なりつぱなものでなつたわけでございます。で、今日としましては、弁理士法だけがやや取り残されたような形でございます。法文の形式も非常に古く、またその内容につきまして

も、最近の工業所有権制度に関する実情にそぐわないというところに相なつております。で、実は結論から申しますれば、今回の特許法案等、一連の十法案が、幸いにこの国会の御審議によつて御可決願ひました場合には、すぐ追つかけて弁理士法の改正に着手したいと考えております。しかしながら弁理士法は一般大衆に対して工業所有権設定のための重要な手続の代理をなすこれは職業でございますので、この弁理士を規制する法律をいかに改正を考へるかという点につきましては、単に特許庁ばかりでなくて、民間の学識経験者あるいはなかんずく弁理士会あるいは場合によつては弁理士会の方面、そういうような民間の関係方面の意向をも十分聞くことは必要であらうかと考えております。そういうわけでは準備がまだ不十分でございます。提出するに至らなかつたわけでございます。しかしながら特許法案等一連の大きな改正によりまして、必然的に現行弁理士法中いろいろ引用してあります条文の数その他が變つて参りますので、そういう今度の法律改正に伴う必要最小限度と申しますか、そういう範囲内においては弁理士法中の改正というものを、特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律という法律によつて、今回規定を設けた次第でございます。

○栗山良夫君 私が伺つて居るのは工業所有権法が變つてしまつてしまつて、そうすると条文にしても用語にしても、まあ事務的なことだけれども、そういうものどこれと食い違いが出たときに、法は直すといわれるけれども、

施行に入つてしまつたときに、法律的には運用することができなくなりませう。その点はどうするかということですよ。

○政府委員(井上尚一君) 実はそのうの閣議決定によりまして、近日中に国会に上程になる見込みの法律案が四つございませう。この四つといひますのは、商標法案と商標法施行法案と、それから特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、もう一つが特許法等の一部を改正する法律案、この四つでございます。今三つ目に申しました特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、この中で弁理士法中の改正を関係条文全部引用いたしまして、この第二条において規定を設けておるわけでございますが、近日中に国会に上程になる見込みでございますので、いざれ詳しくこの法律案についても御説明申し上げたいと、かように考えております。

○栗山良夫君 わかりました。ではそれを一応拝見してからまたお尋ねをいたします。

そこでこの特許関係の四法案を近代的に改める場合に、一番心しなければならぬことは、まあ日本國の法律ではあります。特許という非常にインテンシブナルな性格を持つておられますから、主要諸外國の法体系と一応これはそろえておかないと、いろいろな点で不便ではないかと私は考へるわけでございます。この間もちよつと特許庁を見せていただいたときに、私が一番最初びんときたのは、あそこにあるたぐさんの資料などを分類されておられます。また審査官の方でも幾つかの部門に分れておる。ところがああいう分類の仕方と

いうものが、諸外国の分類と大体合っているかどうかということに私は疑問を持ったわけですが、ちょっと特許庁の分類の仕方については特色があります。産業界では、ああいう分類はちよつとしていないかと思うのですがね。具体的に指摘することもないと思いますが、そういう点について気づいておられるかどうかということが一つ、特許庁の産業界というものは、ちよつと変わった格好をしている。ですから資料を見るにしても、産業界からきて、特許庁のいろいろ資料を見る場合に自分たちの常識でやっている分類とちよつと違ひはないか、そこに不便がありはしないか。それと聞くことは、外国の特許関係法あるいはその施行の関係ですね、そういうものとの間にも少し不ぞろいがある、インタナショナルに見る場合にも不便ではないかということをおもひながら、そういう点についてのおもひはどの程度にできておりますか。

○政府委員(井上尚一君) 御意見の通りに、特許制度は国際性の非常に強い制度でございますので、われわれとしては、今回の法律改正の研究の場合に、関係各国の法令をできるだけ調査しましたわけでございます。特に戦後改正になりました米国の特許法は一九五三年の改正でございます。英国の特許法は一九四九年の改正でございます。ドイツ、フランスは、これはもう少し前の……、ドイツは一九三六年くらいになろうかと思ひます。大体英米独仏、この少くとも四カ国の法制というものを常に参考としながら、われわれとしては研究を進めて参りました。それでたゞいま御指摘の分類の点でござ

います、特許、実用新案の場合の分類と、それから商標の商品分類の問題と、分類の問題としては非常に両方きわめて重要な事柄でございますが、商品分類につきましては、先ほど工業所有権制度改正審議会の構成を申しましたように、商品類別改正専門委員会というのを特に設けまして、これはいろいろ慎重に検討しました結果、成案を得ましたよう、今度の商標法案は、この新分類の基礎の上に今度の商標法案を実施することに相なるわけでございます。特許、実用新案の分類につきましては、御指摘の通り一般産業界における分類と特許庁における分類が確かに食い違つている点がございまして、特許庁の分類に關しまして索引を新たに作りまして、それからまた分類定義書、その分類の意義を明確にする必要があるというわけで、分類定義書というものを、先年これを作成したわけでございます。そういうふうにしてまして索引の利用によつて普通の他の分類になんぞおられる関係者にとつても特許庁の特許または実用新案に關する分類がすぐ利用ができるような道は開いてあるわけでございます。

○栗山良夫君 その点はやはり仕事のスピード化の問題もあるわけで、やはり特許庁としては法律の文字だけを改善しても、なかなか実効が上るものじゃないので、そういう実務的なこともやはり相当思ひ切つて改善をされる必要が十分あるのじゃないかと思ひますが、特に外国資料なんかほとんど入つてくるでしょうが、そういうものの分類にしても、やはりこちらの分類と合つてなきや係保はずいぶん苦勞をして、しかもなおかつそれで十分利用

価値がないというようなことになつてしまふでしょうから、その点のおもんばかりを十分にして処置せられることが必要だと私は思ひます。そこでどういふ状態になつていくかよくわからないうのですが、これは思ひないだけではないだつたらうとは思ひます。英、ドイツ、フランスあたりの特許、商標、意匠ぐらゐの重立つた骨組みと、今度改正せられる法律案が、大体どんな体裁になつていくか、僕ら門外漢だからさういふもの、さう複雑なものじゃなくてもいいのですが、比較表のようなものがあるれば、一べん見せてもらいたいと思つております。

それから一番大事な分類ですね、分類というものは一休諸外国と日本とのくわい違ふのか、さういふのがもしわかつていけば、ぜひ見せてもらいたいと思ひます。

それともう一つは、それと並行して二点ちよつとお答え願ひたいと思ひますが、見せてもらえるか、もらえないか、それから特許庁の専門的な仕事をしている公務員が、この主要国の特許事務というものを専門に視察に行かれないか、さういふことはありますか、終戦後。その点をあわせて一つ御答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(井上尚一君) 第一の主要各国の工業所有権に關する法制の構造と、日本の工業所有権に關する法制の構造との比較した説明書ということでございますが、これにつきましては各閣によりましてもちろん制度として共通した部分がたくさんございます。と同時に、非常にまたそれぞれニュアンスの違つた面もかなりあるわけござ

います、いずれにしましても、重要な点につきましてはさういふ比較した調査は大体できていたわけでございますので、次の機会にでも配付を申し上げたいと思ひます。

それから分類の点につきましては、先ほど申しました商品類別の点につきましては、これは国際的統一の機運が非常に強くなつておりました、今度われわれが商標法の土台といたしまして作つたこの新商品分類も、できるだけ国際的な統一案というものに近づけるように努力して作つたわけでございますので、新分類案につきましても、また別の機会に配付、御説明を申したいと存じます。

それから特許庁の担当官が外国の特許制度の視察、外国の特許庁の実情調査に出張したことがあるかどうかということでございますが、この点につきましては、最近三年間に相当数のものが参りました。吉藤という部長が米国へ参りました、それから続きまして池永審判部長が、これは生産性本部の特許管理調査団の一人としてでございますが、米国へ参りまして、さうして米国の特許制度、米国の特許庁の実情をつぶさに調べて参りました。それからまた去年には奥宮部長、これが商標の、同じく生産性本部の商標管理調査団というのの一人として、同様に米国へ参りました。米国におきます商標制度及び商標行政の実情を調査して参りました。これ以外に実は原子力局の協力によりまして、特に原子力関係の留学生を最近まで六、七名特許庁から米国、英国へ派遣をいたしました、これらのものが留学のかたわら、米国または英国あるいはその他ヨーロッパ

各国の特許庁または特許局へ参りまして、先方の行政の実情、特許局の審査、審判の具体的なやり方、さういふ問題について研究して参つていくわけでございます。なお、私みずから、去年十月にポルトガルのリスボンで、条約改正会議がございました、私の方の総務課長、審議室長を帯同いたしました、ヨーロッパへ参りました機会に、われわれ分担いたしました、英国、ドイツ等の特許庁をいろいろ視察して参つたようなわけでございます。

○委員(田畑金光君) ちよつと速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員(田畑金光君) 速記を始め。本日(本日)の委員会はこれで散会いたします。午後四時三十七分散会。